

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏 名 永田紙業株式会社

代表取締役 永田耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

高崎市長 富岡 賢治



許可の年月日 令和 2年 11月 10日

許可の有効期限 令和 7年 11月 9日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（圧縮・梱包）、中間処理（破碎）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（圧縮・梱包）①紙くず、②繊維くず、③金属くず（以上3種類）

中間処理（破碎）①廃プラスチック類、②木くず、③繊維くず、④金属くず、⑤ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上5種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（圧縮・梱包）の設置場所

群馬県高崎市北原町字村東11番1、12番1、12番2、13番1、14番2

イ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 圧縮・梱包

産業廃棄物の種類及び能力

紙くず [146.4t/日]

繊維くず [70.4t/日]

金属くず [220t/日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県高崎市北原町字村東11番1、12番1、12番2、13番1、14番2

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 88㎡ 保管容量 205.88m³

(2) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

群馬県高崎市北原町字村東11番1、12番1、12番2、13番1、14番2

イ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破砕

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [4.9t/日]

木くず [4.9t/日]

繊維くず [3.2t/日]

金属くず [10.4t/日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [11.1t/日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県高崎市北原町字村東11番1、12番1、12番2、13番1、14番2

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 60㎡ 保管容量 128.65m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 27年 11月 10日 新規許可

令和 2年 11月 10日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無